

2025年を見据えた 「地域包括ケアシステム」の推進

介護保険制度は、社会全体で高齢者を支える制度として平成12年4月にスタートしました。高齢化の進行、介護する家族の高齢化のほか、核家族化の進展により、ますます介護保険制度の重要性は高まっています。さらに、2025年には団塊の世代の方々が75歳を迎えることから、「地域包括ケアシステム」の構築を進めることが求められます。

市では、市民のみなさまが安心して住み慣れた地域で暮らしていける地域づくりを推進するため、「高齢者計画・第6期介護保険事業計画」を定め、『八王子版』地域包括ケアシステムの実現に向けた取組みを推進していきます。

この特集号では、第6期介護保険事業計画(平成27年度～29年度)の取組みや介護保険料の改定、介護保険制度改正の主な改正点についてお知らせします。

「地域包括ケアシステム」とは

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、「予防・介護・医療・生活支援・住まい」を一体的・継続的に提供する体制のことです。その推進には、多様な地域の特性と地域資源を踏まえ、地域のつながりと支えあいの体制を構築していくことが必要です。

第6期介護保険事業計画における主な取組み

・認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの配置

新たに国が策定した認知症施策推進総合戦略「新オレンジプラン」に基づき、市は認知症高齢者にやさしい地域づくりを推進するため、平成28年度から専門相談に対応する「認知症地域支援推進員」を各高齢者あんしん相談センターに、認知症を初期の段階から医療と介護が連携して支援する「認知症初期集中支援チーム」の配置をそれぞれ行います。

・高齢者あんしん相談センターの増設

市民のみなさまの住み慣れた地域として15の地域に区分している日常生活圏域を、将来21圏域に拡充することを目指して、平成28年度及び29年度に「高齢者あんしん相談センター」をそれぞれ1か所増設します。

・地域密着型サービスの充実

平成27年度から地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)を3か所、小規模多機能型居宅介護を7か所、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)を3か所などの整備に取り組みます。

日常生活圏域ごとの多様な地域特性と地域資源に対応した連携



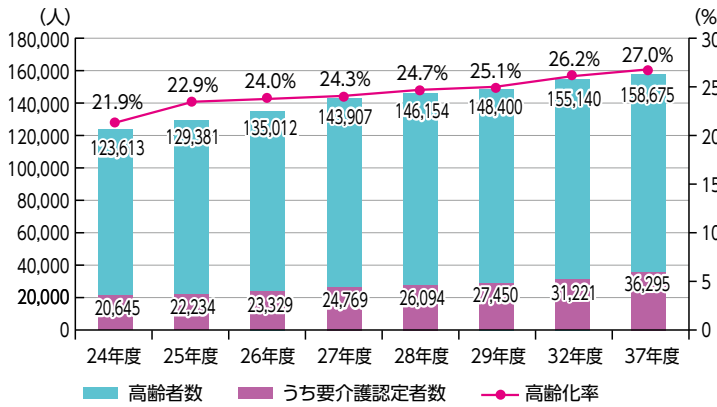
▲高齢者あんしん相談センターでの相談の様子

65歳以上の方の介護保険料を改定します

◆高齢者数と要介護認定者数の見込み

本市の高齢者人口は、団塊の世代が65歳を迎えているため、急激に増加しており、今後も4%程度の増加が続くことが見込まれます。高齢化率は、現在の24.0%から、平成29年度には、25%を超え市民の4人に1人が高齢者になると推計されます。(図1)また、これに伴い介護サービスを利用される要介護認定者の方も増加が続くことから保険給付費も増加する見込みです。(図2)

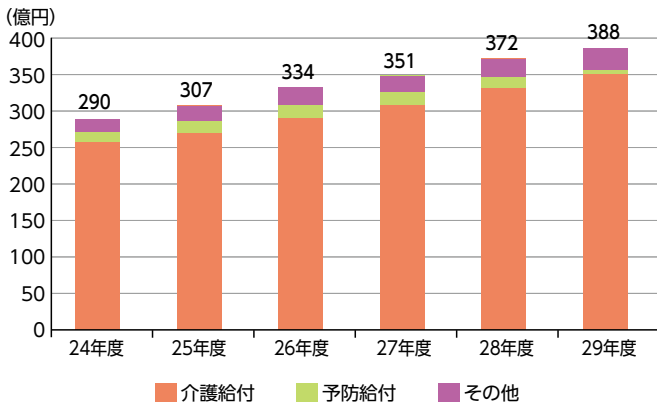
【図1】高齢化率と要介護認定者数の推計



◆保険給付費の見込み

国は、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化、介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築といった基本的な考え方にに基づき、賃金・物価の状況、介護事業者の経営状況等を踏まえ平成26年度と比べ、2.27%の減改定を行いました。また、人件費の地域差を調整するための報酬単価を定める地域区分の上乗せ割合の見直しも行ない、本市においては、12%から15%に改められました。

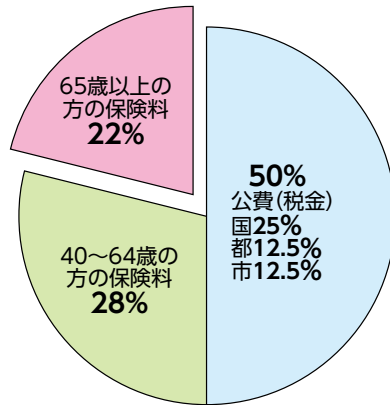
【図2】保険給付費の推計



◆介護保険の財源

介護保険にかかる費用のうち、半分は被保険者の方々の支払う保険料で、残りの半分は国・都・市の公費でまかなっています。平成27年度から29年度までの3年間に必要となる費用は約1171億円と推計されます。このうちの22パーセントが65歳以上の方の保険料負担となります(図3)。

【図3】介護保険の財源構成

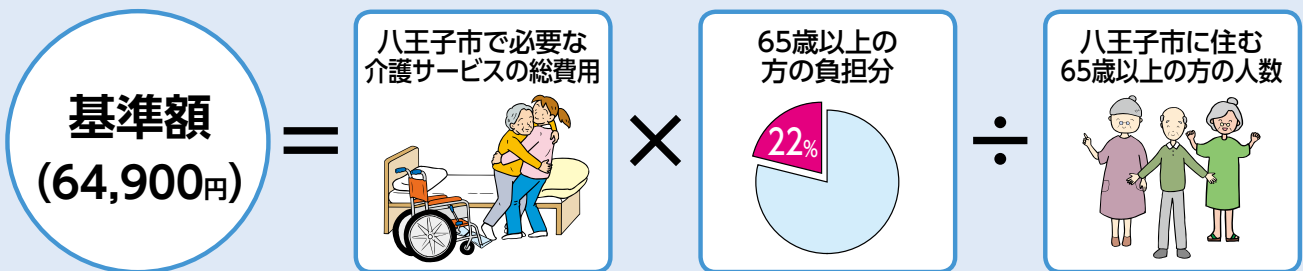


◆65歳以上の方の保険料

65歳以上の方の介護保険料は、介護保険事業計画で見込んだ3年間の介護サービスにかかる費用などをとに図4の計算式で算定します。

【図4】

介護保険料の基準額計算式



保険料の所得段階設定について

◆所得段階を見直し

算定された基準額(八王子市の基準額は年額64,900円)をもとに、一人ひとりの収入の差を考慮して所得段階別に保険料を決定しています(図5)。第5期介護保険事業計画との比較では、第1・2所得段階が一本化された一方、本市では高額所得者に対して1区分追加し多段階化を図りました。

国の施策として、27・28年度と29年度で低所得者への保険料軽減率が見込まれます。本市はこの変更を見込んで3年間の介護保険事業計画を立てています。

【図5】 65歳以上の方の介護保険料

旧保険料 (平成26年度まで)		新保険料(平成27～29年度)						
所得段階	保険料 年額(円)	所得段階	対象になる方	算定方法 (平成27・28 年度)	保険料年額(円) (平成27・28 年度)	算定方法 (平成29年度)	保険料年額(円) (平成29年度)	
第1段階	26,500	第1段階	本人が 市民税非課税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給の方 老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円超、120万円以下の方 世帯全員が市民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方 世帯に市民税課税の方がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方 世帯に市民税課税の方がいて、第4段階に該当しない方 	基準額× 0.45	29,200	基準額× 0.30	19,500
特例 第3段階		第2段階			基準額× 0.60	38,900	基準額× 0.50	32,400
第3段階	第3段階	基準額× 0.70			45,400	基準額× 0.70	45,400	
特例 第4段階	第4段階	基準額× 0.90			58,400	基準額× 0.90	58,400	
第4段階 (基準額)	第5段階	基準額			64,900	基準額	64,900	
第5段階	第6段階	合計所得金額が120万円未満の方			基準額× 1.15	74,600	基準額× 1.15	74,600
第6段階	第7段階	合計所得金額が120万円以上190万円未満の方			基準額× 1.30	84,400	基準額× 1.30	84,400
第7段階	第8段階	合計所得金額が190万円以上290万円未満の方			基準額× 1.45	94,100	基準額× 1.45	94,100
第8段階	第9段階	合計所得金額が290万円以上350万円未満の方			基準額× 1.60	103,800	基準額× 1.60	103,800
第9段階	第10段階	合計所得金額が350万円以上500万円未満の方			基準額× 1.75	113,600	基準額× 1.75	113,600
第10段階	第11段階	合計所得金額が500万円以上700万円未満の方			基準額× 1.90	123,300	基準額× 1.90	123,300
第11段階	第12段階	合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方			基準額× 2.15	139,500	基準額× 2.15	139,500
第12段階	第13段階	合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方			基準額× 2.40	155,700	基準額× 2.40	155,700
	第14段階	合計所得金額が1,500万円以上の方			基準額× 2.65	172,000	基準額× 2.65	172,000

◆詳しい通知書は7月上旬に

65歳以上の方の平成27年度の保険料に関する通知書は7月上旬に個別にお送りします。決定した保険料額や納め方などの詳細は、こちらの通知書で確認してください。

問い合わせは介護保険課(☎620・7415、FAX620・7418)へ。

◆介護保険制度説明会を開催します

介護保険制度のしくみや利用可能なサービスなどをお知らせするため、「はちおうじの介護保険」パンフレットを発行しました。市役所1階高齢者福祉課、介護保険課、各事務所、高齢者あんしん相談センターで配布しています。

また、ご家族の介護や将来への備えなどに役立てていただくため、介護保険制度説明会を市内15か所で開催します。費用は無料、事前申し込みも不要です。直接会場へお越しください。

期日	時間	会場	期日	時間	会場
5月9日(土)	午前9時半から午前11時半まで	石川市民センター	5月23日(土)	午前9時半から午前11時半まで	川口市民センター
5月9日(土)	午後2時半から午後4時半まで	中野市民センター	5月24日(日)	午前9時半から午前11時半まで	横山南市民センター
5月10日(日)	午前9時半から午前11時半まで	長房市民センター	5月24日(日)	午後2時半から午後4時半まで	北野市民センター
5月10日(日)	午後2時半から午後4時半まで	由木東市民センター	5月30日(土)	午前9時半から午前11時半まで	学園都市センター
5月16日(土)	午前9時半から午前11時半まで	浅川市民センター	5月30日(土)	午後2時半から午後4時半まで	南大沢市民センター
5月16日(土)	午後2時半から午後4時半まで	子安市民センター	5月31日(日)	午前9時半から午前11時半まで	由井市民センターみなみ野分館
5月17日(日)	午前9時半から午前11時半まで	恩方市民センター	5月31日(日)	午後2時半から午後4時半まで	元八王子市民センター
5月17日(日)	午後2時半から午後4時半まで	台町市民センター			

介護保険制度の主な改正点について

◆平成27年4月からの改正点

●特別養護老人ホームの入所対象者が変わります。

自宅での生活が困難で入所の必要性が高い方々が入所しやすくなるよう、新たに入所する方については、原則として要介護3以上が対象となります。

ただし、要介護1・2の方でもやむを得ない事由があると認められた場合は、入所することができ

●多床室の居住費負担額が変わります。

介護保険施設等の多床室の居住費について、光熱水費相当分の額が見直され、基準費用額が320円から370円に変更されたことから、利用者負担第2段階及び第3段階の負担限度額についても、320円から370円に変更されます。

また平成27年8月からは特別養護老人ホームの基準費用額が370円から840円に変更されます。

◆平成27年8月からの改正点

●一定以上の所得の方の利用者負担割合が2割に変わります。

保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、負担能力のある一定以上の所得の方について、利用者負担割合が2割に変更されます。

利用者負担割合が2割となるのは、左記の条件に両方当てはまる方です。

- ・第1号被保険者本人の合計所得が160万円以上
 - ・同一世帯の第1号被保険者の年金収入及びその他の合計所得金額の合計が、単身で280万円以上、2人以上の世帯で346万円以上
- 要介護・要支援認定を受けている方全員に、利用者負担の割合（1割又は2割）が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

●高額介護サービス費の上限額の一部が変わります。

同月内に利用したサービスの利用者負担（1割又は2割）の合計金額が高額になり、一定の上限額（左表参照）を超えたときは、申請により超えた分を「高額介護サービス費」として支給します。

現役並みに所得がある方については、上限額が左表のとおり変更となります。

利用者負担の上限額(月額)	平成27年7月まで	平成27年8月から
	上限額(世帯合計)	
現役並み所得者*	(新設)	44,400円
市民税課税世帯の方	37,200円	37,200円
世帯全員が市民税非課税の方	24,600円	24,600円
①本人の課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方 ②高齢福祉年金受給者の方	15,000円(個人)	15,000円(個人)
生活保護受給者の方	15,000円(個人)	15,000円(個人)

※現役並み所得者
同一世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者(65歳以上)がいる方で、第1号被保険者の収入が383万円(2人以上の場合は520万円)以上の方

負担限度額認定制度の対象となる方の条件が変わります。

介護保険施設に入所・短期入所した場合の食費・居住費は原則として全額自己負担となりますが、所得が低い方（世帯全員が市民税非課税）については、申請により食費・居住費を軽減する制度があります。

平成27年8月から、市民税非課税世帯でも下記のいずれかの条件に該当する場合には、負担限度額認定制度の対象外となります。

- ・夫婦が世帯分離しているが、配偶者が市民税課税者である場合
- ・預貯金等が単身で1千万円、夫婦で2千万円を超える場合

お問い合わせ

介護保険課 ☎620・7442、FAX620・7418へ